

# 国民年金に係る制度周知

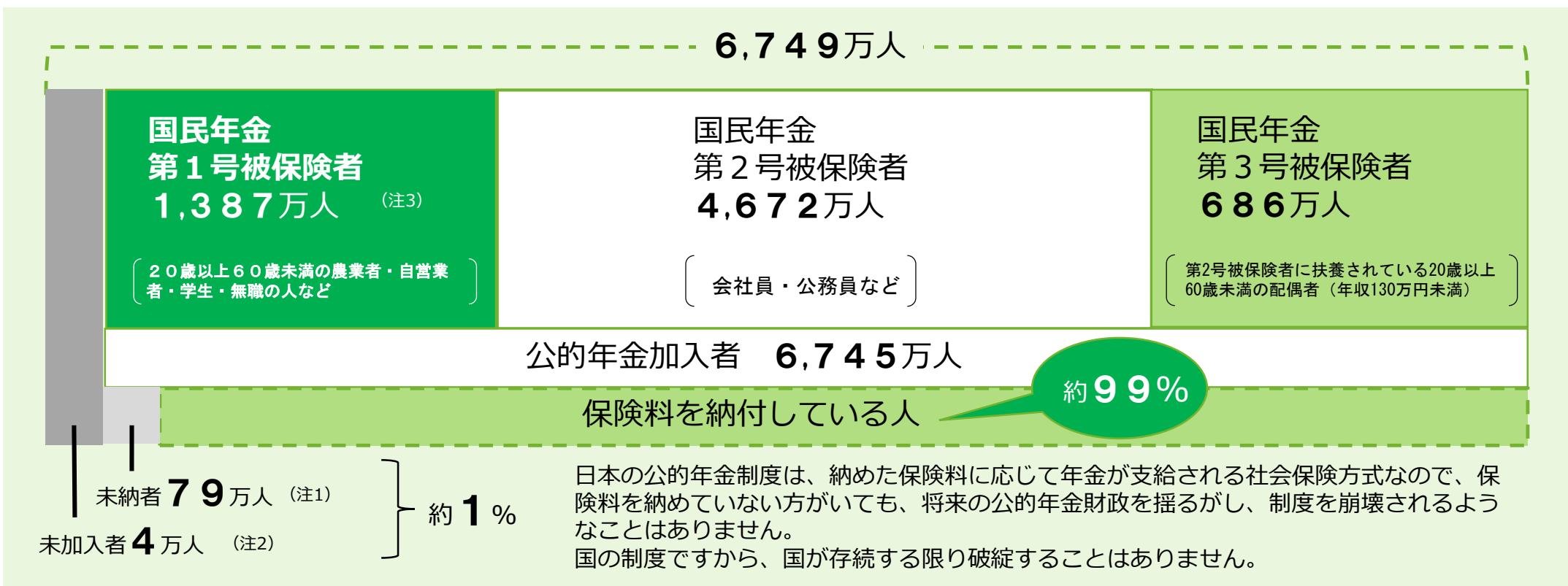


国民年金部

# 1 令和5年度 公的年金制度全体の状況

国民年金（第1号被保険者）の令和5年度の最終納付率(令和3年度分)は**83.1%**、現年度納付率(令和5年度分)は**77.6%**です。厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約**99%**の方が保険料を納付しています。保険料を払っていない方は全体の約**1%**ほどです。

## ■ 公的年金加入者の状況（令和5年度末）



【出典】厚生労働省年金局・日本年金機構「令和5年度の国民年金の加入・保険料の納付状況について」

注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。

注2) 令和4年公的年金加入状況の結果による推計値

注3) 令和6年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

注4) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

## 2 国民年金の加入について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

観光ビザ等で短期滞在の場合等を除き、日本国内に住所を有する外国人についても、国民年金第1号被保険者となります。この場合、国民年金の資格取得日は、原則として「住民となった日（※）」となります。

※ 平成24年7月から外国人登録制度が廃止され、外国人の住民にも日本人と同様に住民基本台帳が適用。

### ■ 技能実習期間中に加入する公的年金

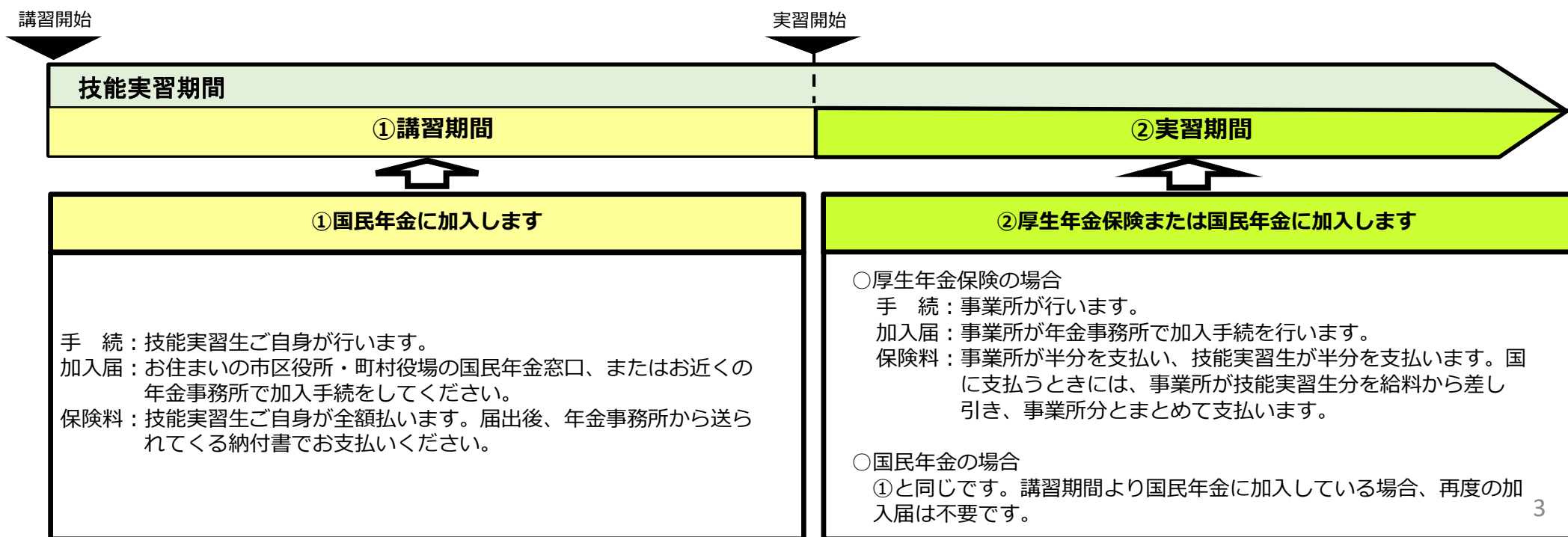
技能実習開始後は、「講習期間」と「実習期間」とで加入する年金が異なります。

① 講習期間中は、国民年金に加入します。

※ 日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。

② 実習期間中は、厚生年金保険または国民年金に加入します。

※ 技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。



### 3 国民年金保険料の納付方法

#### ■ 保険料の納付方法について

国民年金保険料の納付方法は、日本年金機構から送付する納付書を使い、各窓口（金融機関、郵便局、コンビニの窓口、A T M）で納める方法のほか、次の4種類から選ぶことができます。

##### ① 口座振替

口座振替で納めると**手間がなく、納め忘れを防ぐ**ことができます。  
口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。 ※ 令和6年3月から電子申請を開始しました

##### ② クレジットカード納付（継続納付）

クレジットカードにより**定期的に納付**できます。  
申し込み手続きは、年金事務所で受け付けています。

##### ③ 電子（キャッシュレス）決済

納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で**スムーズに納付**できます。  
対応アプリなどの情報は日本年金機構のホームページをご覧ください。

##### ④ 電子納付（ペイジー）

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングなど、**いつでもどこでも気軽に納付**できます。  
ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

##### ※ 納付書によらない納付

納付書がなくても、「**ねんきんネット**」からインターネットバンキングを利用して、Pay-easy（ペイジー）納付ができます。（令和6年8月から）

#### ※ 保険料が割引される前納制度

**国民年金保険料を、まとめて前払い（前納）することで、割引されます。**

##### ▼ 保険料額と前納割引額

| 支払方法               | 1カ月     |     | 6カ月              |        | 1年       |        | 2年        |         |
|--------------------|---------|-----|------------------|--------|----------|--------|-----------|---------|
|                    | 期間      |     | 4月～9月分、10月～翌年3月分 |        | 4月～翌年3月分 |        | 4月～翌々年3月分 |         |
|                    | 保険料額    | 割引額 | 保険料額             | 割引額    | 保険料額     | 割引額    | 保険料額      | 割引額     |
| 納付書<br>(毎月払い)      | 16,980円 |     | 101,880円         |        | 203,760円 |        | 413,880円  |         |
| ① 口座振替<br>前納       | 16,920円 | 60円 | 100,720円         | 1,160円 | 199,490円 | 4,270円 | 397,290円  | 16,590円 |
| ② クレジット前納<br>納付書前納 |         |     | 101,050円         | 830円   | 200,140円 | 3,620円 | 398,590円  | 15,290円 |

## 4 免除制度

### ■ 保険料の納付が難しいとき

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◎お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へご相談ください。

## 免 除 制 度（全額免除）

### 保険料の全額免除

◆ **本人・配偶者・世帯主**が、次のいずれかに該当する場合は、保険料の全額が免除されます。

- ▶前年所得が、政令で定める一定額以下であるとき
- ▶本人又はその世帯の人が、生活保護法による「**生活扶助**」以外の扶助を受けているとき
- ▶地方税法に定める障がい者、寡婦又はひとり親で、前年の所得が**135万円以下**のとき
- ▶**天災**その他の理由により、保険料を納めることが著しく困難なとき（※）

※天災その他の理由により、保険料を納めることが著しく困難なとき

- ◆ **震災等の災害により**、住宅等の財産被害額がその価格の概ね **1／2以上の損害**を受けたとき
- ◆ **失業により保険料を納めることが困難と認められるとき**
  - ・「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けたとき
  - ・厚生労働省が行う制度の貸付金の交付を受けたとき
- ◆ **配偶者暴力（DV）により**、配偶者（DV加害者）と住居が異なる者で、**保険料納付が困難なとき**

### 老齢基礎年金額の計算

保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下ようになります。

**年金額 1／2として計算（平成21年3月分までは1／3）**

※ 保険料を免除・猶予された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることが可能です。

## 4 免除制度

### 納付猶予制度

#### 保険料の納付猶予制度

- ◆ 50歳未満の方で**本人・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。  
※平成28年7月～令和12年6月までの時限措置

#### 老齢基礎年金の受給資格期間

- ◆ 老齢基礎年金の受給資格期間の  
**「保険料全額免除期間」に算入されます。**  
※ 障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格期間をみるときは、この期間は「保険料免除期間」として取り扱うことになります。

#### 老齢基礎年金額の計算

- ◆ 老齢基礎年金の年金額の  
**「保険料全額免除期間」に算入されません。**

### 学生納付特例制度

#### 保険料の納付猶予制度

- ◆ 学生（該当には要件あり）の方で、**本人**の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

#### 老齢基礎年金の受給資格期間

- ◆ 老齢基礎年金の受給資格期間の  
**「保険料全額免除期間」に算入されます。**  
※ 障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格期間をみるときは、この期間は「保険料免除期間」として取り扱うことになります。

#### 老齢基礎年金額の計算

- ◆ 老齢基礎年金の年金額の  
**「保険料全額免除期間」に算入されません。**

※ 保険料を免除・猶予された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることが可能です。

## 5-1 その他（産前産後の保険料免除制度）

産前産後期間の届出をすると、4か月分の国民年金保険料が免除されます。また、「保険料が免除された期間」は、通常の免除制度とは違い、国民年金保険料が納付されたことになります。

このため、既に免除を申請されている方も、届出が必要です。

### ◆ 免除期間

「出産予定日」又は「出産日」が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後 免除期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

### ◆ 対象者

産前産後免除期間がある国民年金第1号被保険者の方

※ 出産日が平成31年2月1日以降の方が対象になります。

### ◆ 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

### ◆ 届出先

お住まいの市（区）役所、町村役場の国民年金担当窓口

忘れずに手続きを  
しましょう。



## 5-2 その他（保険料追納制度）

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間については、保険料を全額納めたときに比べ将来の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※ 障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

### ◆ 令和7年3月31日までに追納する場合の保険料額（月額）

| 期 間                | 全額免除<br>法定免除<br>納付猶予<br>学生納付特例 | 一部免除     |         |         |
|--------------------|--------------------------------|----------|---------|---------|
|                    |                                | 3/4 免除   | 半額免除    | 1/4 免除  |
| 平成26年 4月～平成27年 3月分 | 15,460 円                       | 11,600 円 | 7,730 円 | 3,860 円 |
| 平成27年 4月～平成28年 3月分 | 15,790 円                       | 11,840 円 | 7,890 円 | 3,950 円 |
| 平成28年 4月～平成29年 3月分 | 16,460 円                       | 12,340 円 | 8,230 円 | 4,110 円 |
| 平成29年 4月～平成30年 3月分 | 16,670 円                       | 12,510 円 | 8,330 円 | 4,170 円 |
| 平成30年 4月～平成31年 3月分 | 16,500 円                       | 12,370 円 | 8,250 円 | 4,120 円 |
| 平成31年 4月～令和 2年 3月分 | 16,560 円                       | 12,420 円 | 8,270 円 | 4,140 円 |
| 令和 2年 4月～令和 3年 3月分 | 16,670 円                       | 12,500 円 | 8,340 円 | 4,160 円 |
| 令和 3年 4月～令和 4年 3月分 | 16,710 円                       | 12,530 円 | 8,350 円 | 4,170 円 |
| 令和 4年 4月～令和 5年 3月分 | 16,590 円                       | 12,440 円 | 8,290 円 | 4,150 円 |
| 令和 5年 4月～令和 6年 3月分 | 16,520 円                       | 12,390 円 | 8,260 円 | 4,130 円 |

※ 免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

### ◆ 追納に関する注意事項

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。  
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、お申し込みが必要です。  
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。(郵送による提出も可能です。

# マイナポータルから スマホで

## 国民年金手続の電子申請ができます

### メリット1

スマートフォンで簡単に申請できます！

### メリット2

24時間365日、申請できます！

### メリット3

処理状況や申請結果が確認できます！

### 対象手続

- ① **国民年金（第1号被保険者）加入**の届出  
➢ お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
- ② 国民年金保険料 **免除・納付猶予**の申請  
➢ 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
- ③ 国民年金保険料 **学生納付特例**の申請  
➢ 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
- ④ 国民年金**付加保険料納付申出(辞退)**の申出  
➢ 将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
- ⑤ 国民年金**付加保険料該当（非該当）**の届出  
➢ 農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
- ⑥ 国民年金保険料の**産前産後免除**の届出  
➢ 出産予定または出産した場合等に、産前産後期間が免除となる手続
- ⑦ 国民年金保険料の**口座振替納付（変更）**の申出  
➢ 保険料の納付を口座振替で納付するための手続



電子申請の利用方法等については、  
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)